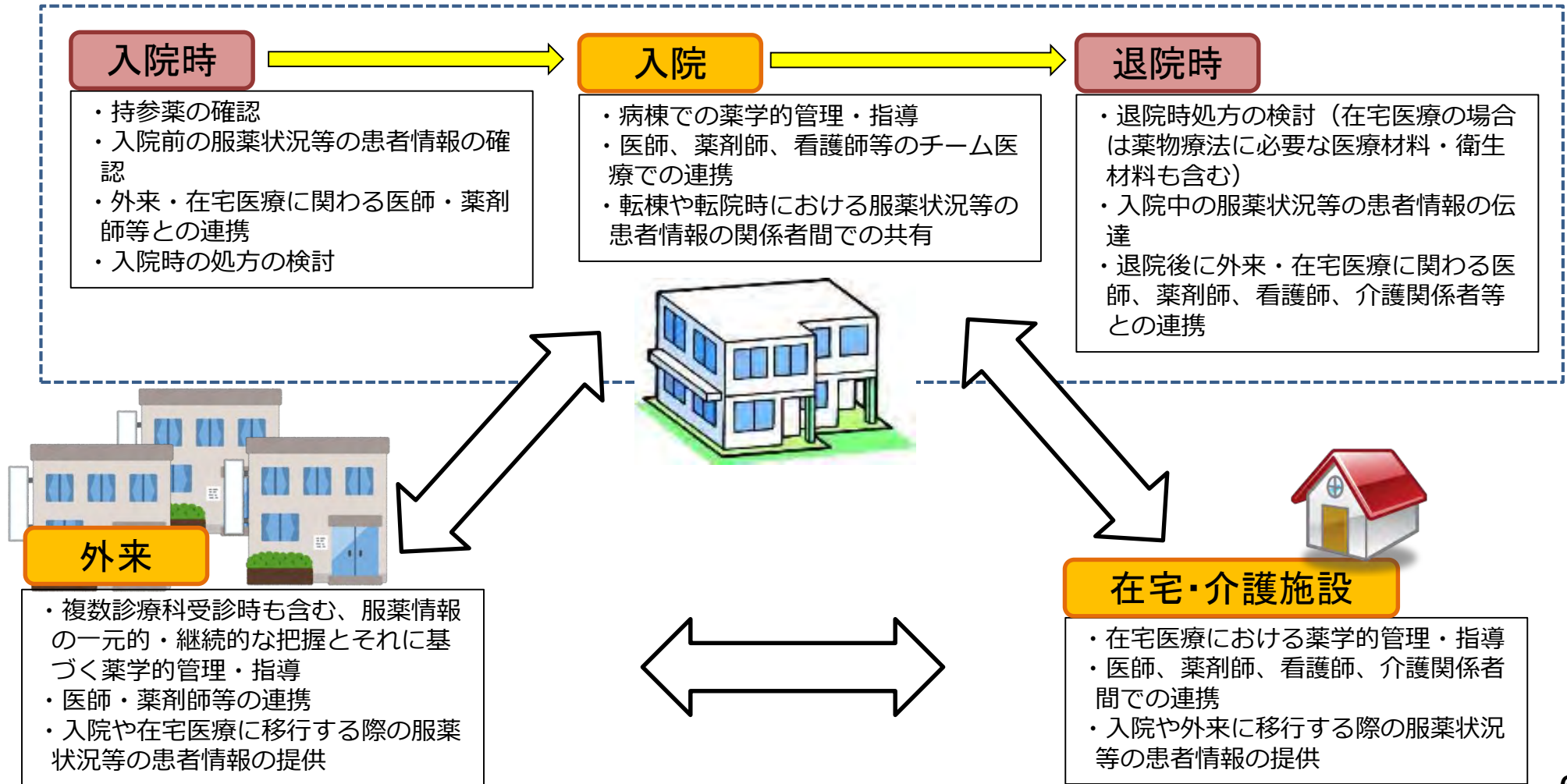


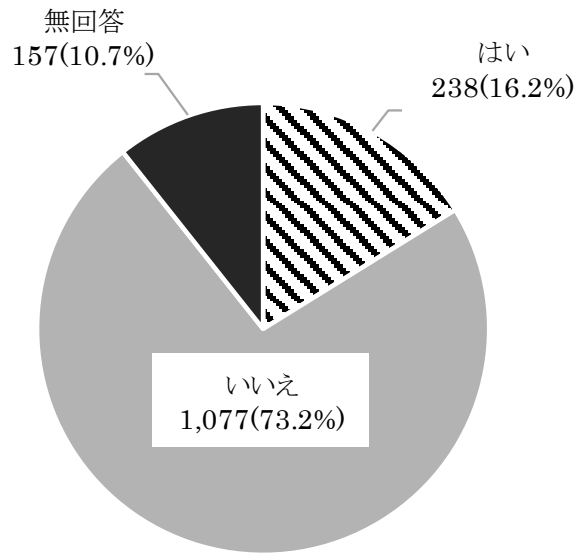
- 安心・安全で質が高く効果的・効率的な医療・介護サービスを提供する上で、患者の薬物療法に関しても、有効で安全な薬物療法を切れ目なく継続的に受けられるようにすることが必要。
- このため、薬物療法に関わる関係者が、患者の服薬状況等の情報を共有しながら、最適な薬学的管理やそれに基づく指導を実施することが求められる。



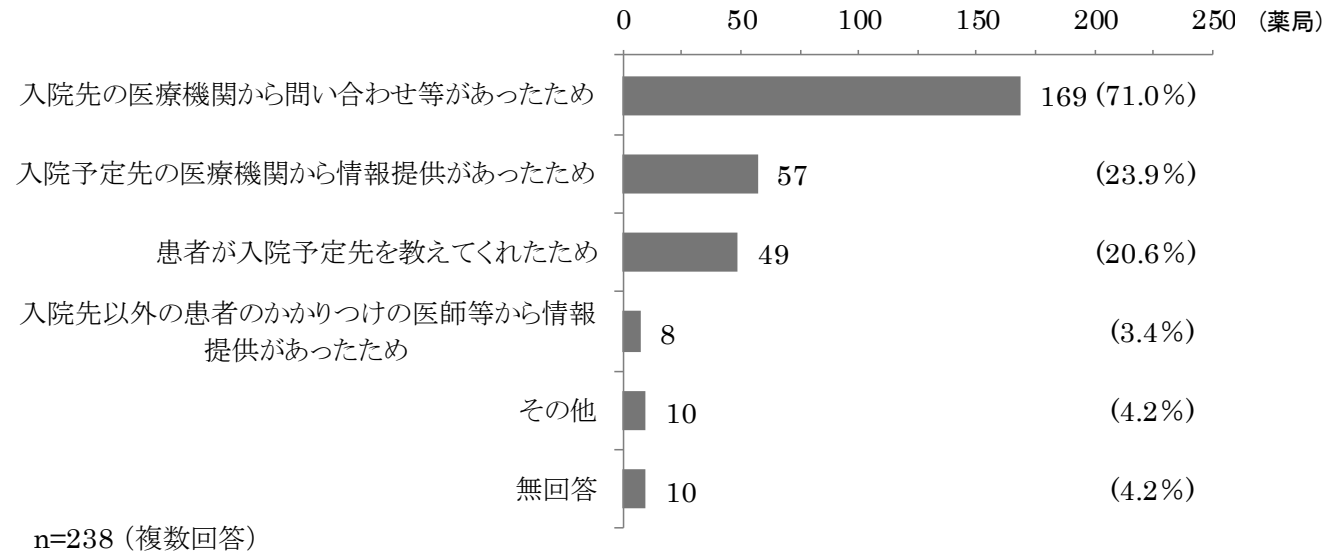
2. 薬局 (3) 医療機関等との連携体制 (患者入院時の医療機関への情報提供)

- かかりつけ患者等の入院時、医療機関へお薬手帳以外の書面を用いて情報提供を行うことがある割合は16.2%であった。
- このうち、平成31年1月～令和元年12月の1年間における情報提供のきっかけは、「入院先の医療機関から問い合わせ等があったため」が71.0%で最も多い。

情報提供の有無



情報提供のきっかけ

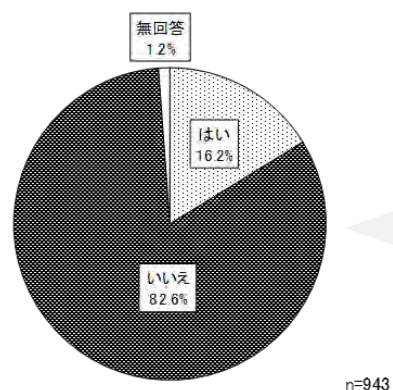


3. 働き方に関する調査 ① 薬局の施設調査

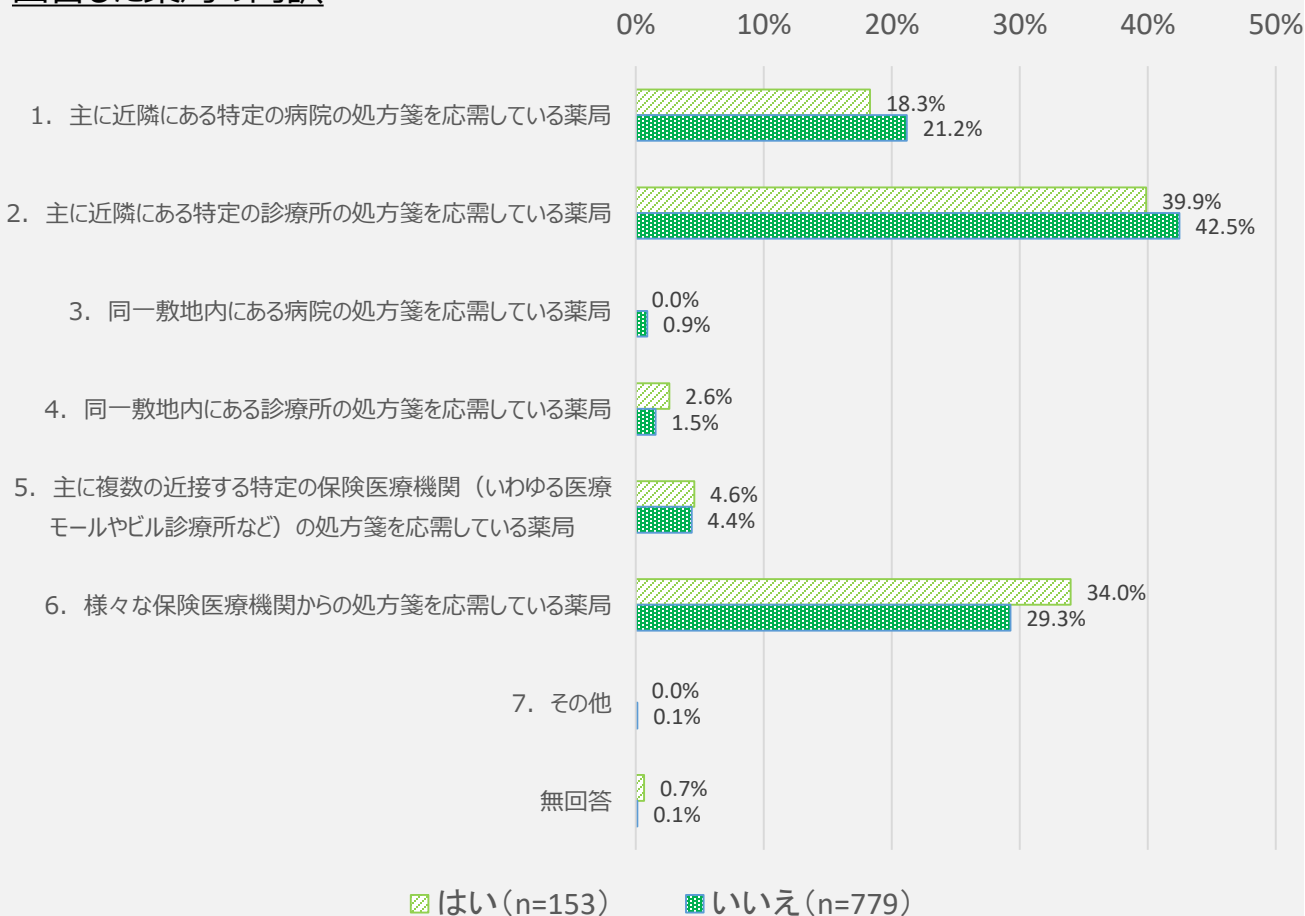
保険薬局における入院前の持参薬整理

- 患者が入院する際に、医療機関に代わって持参薬の確認と整理等を行っているかについては、「はい」が約16.2%であった。また、持参薬の確認方法については、「お薬手帳」が約90.2%で最も多く、次いで「現品の確認」が約69.9%であった。

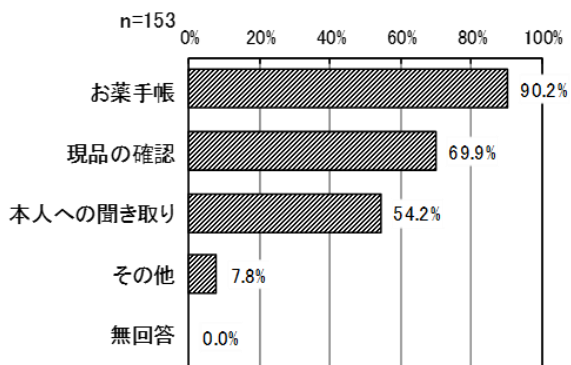
(1) 患者が入院する際に、医療機関に代わって持参薬の確認と整理等を行っているか



回答した薬局の内訳



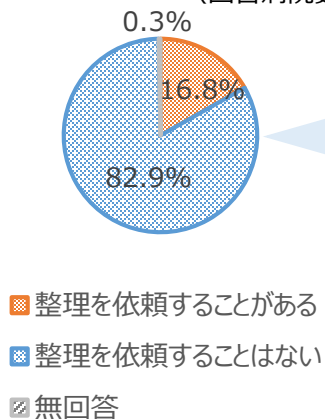
(2) 持参薬の確認方法



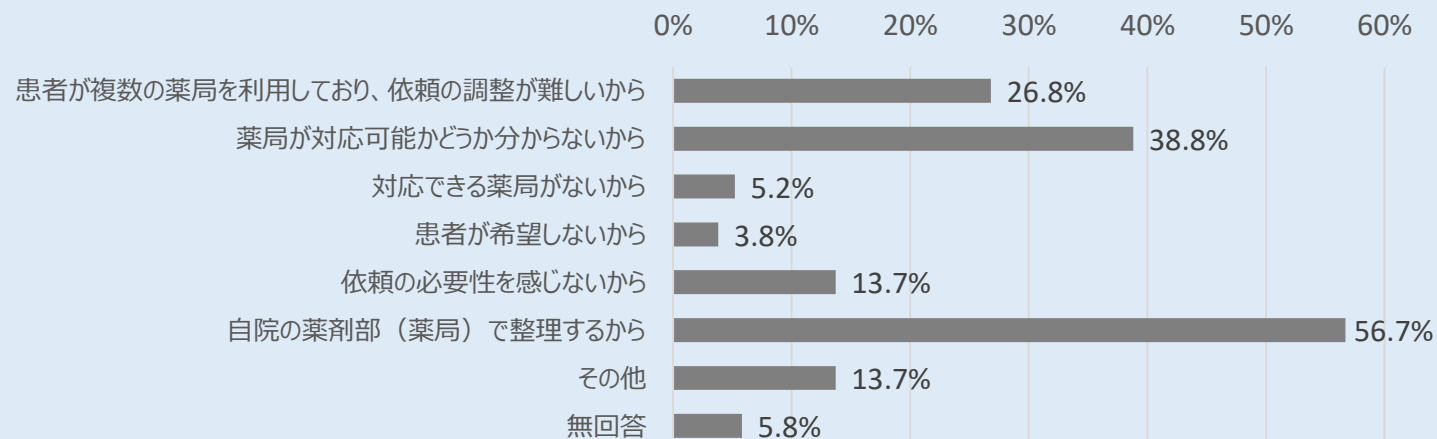
医療機関における入院時の持参薬整理①

- 入院前に持参薬の整理を依頼しない理由としては「自院の薬剤部（薬局）で整理するから」や「薬局が対応可能かどうか分からないから」といった回答が多かった。
- 入院時に薬局に担ってほしい支援としては「普段の服用状況、副作用の状況等の情報提供」、「持参薬の管理」や「重複投薬等の有無の確認」といった回答が多かった。

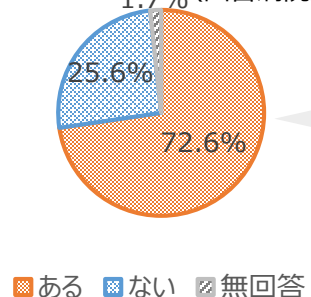
入院前に薬局に
患者の持参薬の整理を依頼すること
(回答病院数=351)



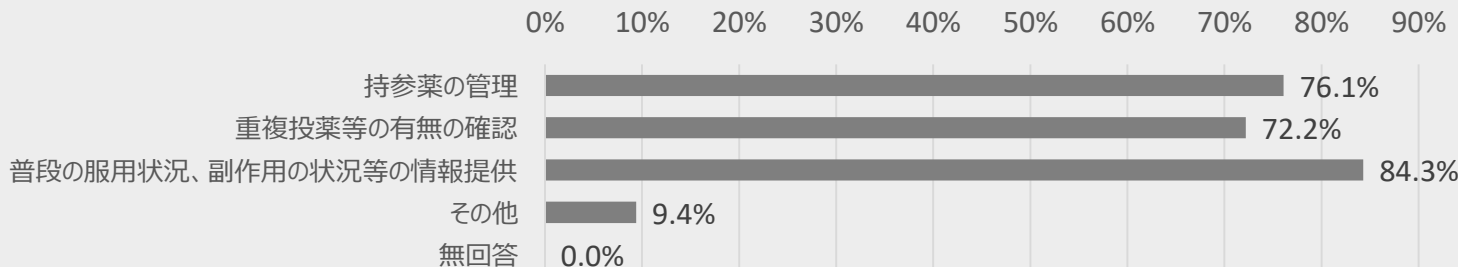
▼薬局に持参薬の整理を依頼しない理由 (回答病院数=291, 複数回答)



入院時に薬局に担ってほしい支援
(回答病院数=351)



▼入院時に薬局に担ってほしい支援の内訳 (回答病院数=255, 複数回答)

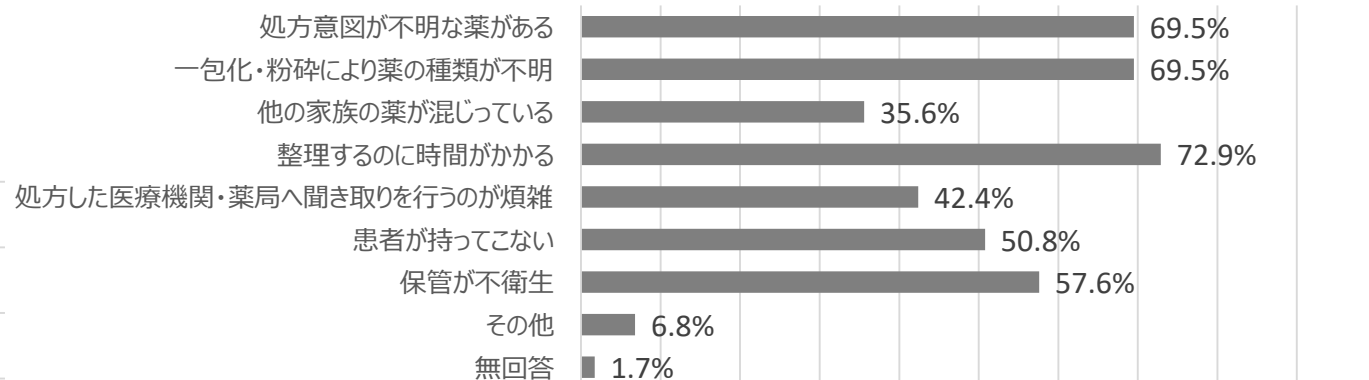


医療機関における入院時の持参薬整理②

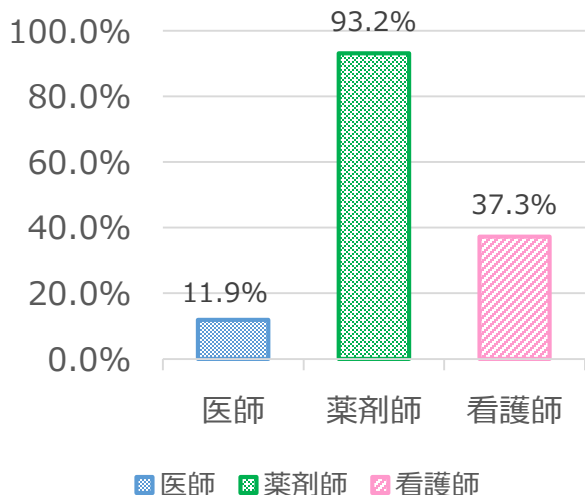
- 病院において持参薬整理の際に困ることとしては、「持参薬を整理するのに時間がかかる」や「処方意図が不明な薬がある」といった回答が多かった。
- 病院において持参薬整理の際に必要な情報としては、「他医療機関への受診状況」、「入院前に中止している医薬品」や「服用中だが持参していない薬」といった回答が多かった。

▼ 持参薬の整理の際に困ること (回答病院数=59, 複数回答)

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

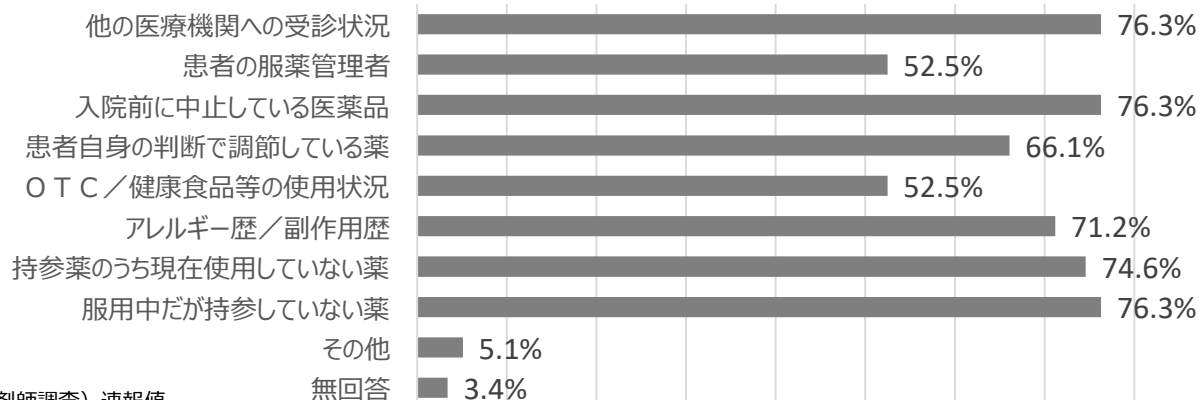


院内の持参薬整理
(回答病院数=59, 複数回答)



▼ 持参薬の整理の際に必要な情報 (回答病院数=59, 複数回答)

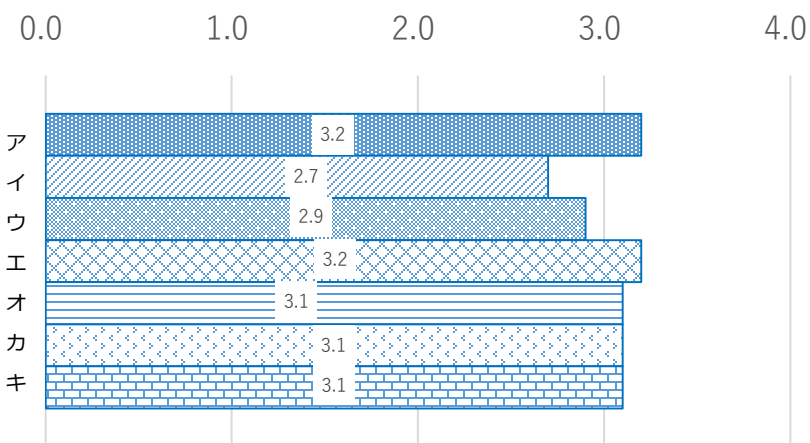
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%



医療機関における入院時の持参薬整理③

○ 入院時における薬局薬剤師からの情報提供文書については、「持参薬確認の負担軽減につながった」や「持参薬が起因する医療事故のリスク軽減につながった」といった回答が多かった。

入院時における薬局薬剤師との情報連携において
薬局薬剤師からの情報提供文書の有用性※1

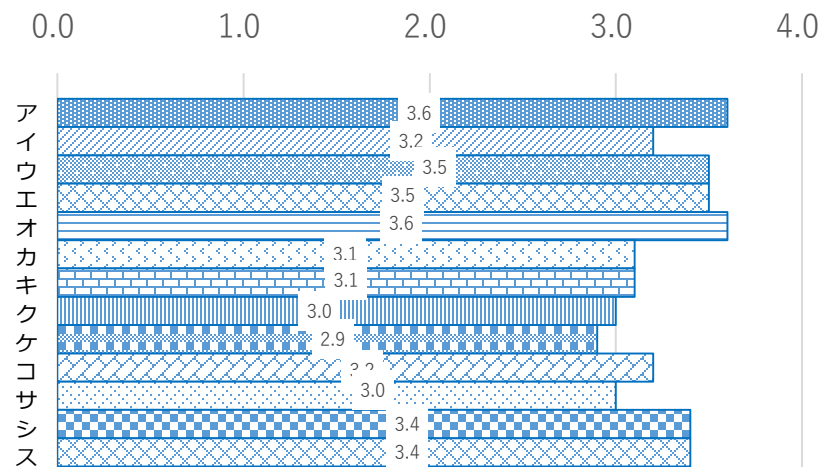


- ア. 持参薬確認の負担軽減につながった
- イ. 薬剤総合評価調整加算等への取組みに活かされた
- ウ. 持参薬が起因する医療事故のリスク軽減につながった
- エ. カルテへの持参薬内容の反映がスムーズになった
- オ. 病棟薬剤業務の充実につながった
- カ. 薬剤管理業務の充実につながった
- キ. 調剤業務の円滑な実施につながった

(入院時に薬局薬剤師から情報提供文書を受けたことがある病院薬剤師=11)

※1 1: 思わない、2: どちらかといえば思わない、3: どちらかといえばそう思う、4: そう思う

これまで薬局薬剤師から提供された情報提供文書について、有用であった内容※2



- ア. 処方の経緯 (処方追加、増減量、中止など)
- イ. 症状の経過
- ウ. 服薬状況
- エ. 特殊な調剤方法
- オ. 実際の服用法 (頓服、外用、調節服用など)
- カ. アレルギー、副作用歴
- キ. 禁忌などの相互作用
- ク. 患者のADL
- ケ. 嚥下状態
- コ. 本人・家族について
- サ. 検査値
- シ. 入院前の薬物療法の評価
- ス. 投与経路

(入院時に薬局薬剤師から情報提供文書を受けたことがある病院薬剤師=11)

※2 1: 有用でない、2: どちらかといえば有用でない、3: どちらかといえば有用である、4: 有用である

保険薬局と保険医療機関との連携について

- ・ 糖尿病患者のフォローアップや吸入薬指導を薬局に指示した場合、保険医療機関が感じるメリットとしては、「患者が正しく使用できるようになった」、「アドヒアランスが向上した」や「状況の報告が診療の参考になった」といった回答が多かった。
- ・ 特定薬剤管理指導加算2の届出を行っていない理由としては、「対象となる患者がいないため」や「満たすことが難しい要件があるため」といった回答が多かった。
- ・ 退院時共同指導料の薬局での算定回数は増加傾向にあるが、多くない。
- ・ 病院が入院時に薬局に担ってほしい支援としては「普段の服用状況、副作用の状況等の情報提供」、「持参薬の管理」や「重複投薬等の有無の確認」といった回答が多かった。